

木曽川の渇水が提起したものは何か

木津用水土地改良区 田 島 正 廣

中部地方では、昭和59年以来、冬期に渇水が問題になり、水不足が日常化している。そして、今年も少雨のため、水不足が問題になり始めている。

とりわけ、昭和61年は昭和21年以来最悪の、異常渇水であった。木曽川流域では昭和61年8月から11月の降水量が367mmと当該期間の平均降水量の46%であった。このため、上流のダムの貯水率が低下し、愛知用水では9月から、木曽川用水では10月から取水制限が実施され、翌年1月まで続いた。

牧尾ダムを水源とする愛知用水では、ダムの貯水率がゼロとなった11月20日から上水道で20%，工業用水、農業用水で40%，岩屋ダムを水源とする木曽川用水でも同日から上水道で20%，工業用水、農業用水で30%と最も厳しい取水制限が行なわれた。また、同時に愛知用水は、牧尾ダムの直上流にある関西電力の三浦ダムから、木曽川用水は岩屋ダムの上流の中電の朝日ダムなど3ダムから利水者が減電補償を支払うという条件^{水1}で応援給水が行なわれた。

しかし、この状況では年内（昭和61年）にダム貯水が空になり、最悪の事態が予想されたため、建設省中部地方建設局（以下、中部地建という。）は、緊急避難的措置として1)漁業や塩害防止などに必要とされる木曽川下流の河川維持用水量（成戸地点）を従来の50m³/Sから40m³/Sへ削減し、2)上流ダム群の貯水を緩和し、これまで上流今渡地点で100m³/Sを割った場合は、たとえ降雨があっても上流のダムの貯留は認めなかったが、基準地点を今渡か

ら成戸地点に代え、同地点で50m³/Sを上回っている場合、貯留を認めた。これまで聖域とされていた自流（河川維持用水）に初めて手がつけられたのである。なお、この措置の実施期間は昭和61年11月20日から同年12月20日までの1カ月間であった。

のことについて、昭和61年11月19日の朝日新聞は、「今回、中部地建が毎秒50トンを同40トンに緩和して、その自流を食う決断をしたのは、1)長期予想通り少雨傾向が続き、牧尾ダム、岩屋ダムとも貯水率が落ちる一方で、間もなく空になる事態が避けられない。2)関西電力と中部電力の計4ダムから補給を受ける協力を取り付けているが、これも十数日分しかない。3)20日から上水で20%，農工水で牧尾ダム系40%，岩屋ダム系30%の節水をするが節水率はこれが限度。4)時間給水をする手もあるが自流のあるうちには、水利用者の納得が得られないなどと判断したからだ。（アンダーラインは筆者）同地建はこの異常渇水は「災害」であり「流水の正常な機能」も人間の命に代えられないとしている」と報道している。

さて、この渇水は、以上のような顛末を経て、1月には、降雨に伴なうダムへの流入量の増加によって、解消したのであるが、ここで今回の木曽川の渇水に対する対応についてみてみたい。

最大の特色は何といっても、河川維持用水の削減が行なわれ、それが水不足の解消に決定的な役割を果したことであろう。昭和62年の利根川渇水において、新沢嘉芽統元東京大学教授、岡本雅美岩手大学

教授らの提言¹⁾にも拘わらず、建設省は頑として河川維持用水の削減に踏み切らうとしなかったことや、中部地方でも、昭和59年には、河川維持用水からの上水道取水がなかなか認められず、水源確保に疲れた市役所部長が自殺した事件があったことなどを考えあわせるとその感を強くするのである。そのような意味で、今回の木曽川における渇水への対応は、大いに評価するべきであろうと考える。

しかし、ここでは、もう少し詳しく問題点を考えてみたい。今回の渇水への対応の特徴は3つある。第一は、上水道に比べて農業用水と工業用水の節水率を高くしたこと^{*2)}、第二に、発電専用ダムに残っていた貯水を、減電補償すること前提に渇水補給に使用したこと、そして第三に、河川維持用水の削減である。

第一の項目についていって、農業用水と工業用水の節水率が上水道に比べて高いのはどのような根拠によるものかという疑問がある。岡本雅美教授は、すでに「渇水調整のさいに水道部門が優位にたつことはかなり普遍的な現象である」²⁾とその事実を指摘しておられるが、理由なく農業用水を差別することには納得がいかない。今回の木曽川の渇水は冬期で農業用水の取水も少ないが、水田のために大量の用水を使用する夏期にはもっと大きい問題である。筆者は、江戸時代以来嘗々と続いている農業用水は、昔から河川の自流を利用する権利を持ち、それを前提にかんがい事業を行なってきたのであるから、渇水時にはむしろ第一に、その権利が尊重されるべきだと考えている。

しかし、筆者は、渇水への対策として経年貯留ダム（渇水対策ダム）をつくるなどというようなことより、上水道がどうしても困るというなら^{*3)} 農業用水が一時的に節水し、水不足の緩和に大いに貢献するように、農業用水に調整的役割を担わせるのがよいと考える。またそれは多くの場合、実際に可能であろうと考えている。というのは、平常時以上に

用水管理に労働と経費をかけて、時間給水（番水）がきちんとできれば、水稻自体の減収被害は、田植え時期を別にして、ほとんど発生しないこと。また、都市化地域の農業用水は農地（水田）の潰廃に伴なって調整的機能を果す潜在力が大なり小なり存在していることなどからである。ただ、そのとき問題になるのは、特に、現在の都市化地域の土地改良区では、一般に財政状態は悪化しており、農業用水を維持管理する組織も弱体化しているので、番水を安全確実に実行できる状態にはないことである。また、のような組織ができたとしても、実際に番水を実行するには、多くの費用がかかるということもある。今後、土地改良区の指導機関である農林水産省は、開かれた農業用水＝地域用水をめざし、渇水調整の内部組織確立に向けて指導、援助することが必要であろうと考える。また、渇水調整の際、頭から上水道と比較し農業用水は高率の節水をするべきだというような押し付けをなくし、特別な節水にはしかるべき財政援助をするような仕組みができれば、農業用水の積極的な協力が得られ、渇水の調整はずいぶん実効が上がるのではないかと考える。もはや、今までの「渇水補給は救援でなければならず、金銭的対価を考えるべきでない」とする硬直的建前論は実際的ではないと考える。

第二に関しては、発電専用ダムが緊急補給施設として機能したことは、大変によいことだったと思う。木曽川水系は発電専用の大ダムが多いが、このような方法を他の水系でも積極的に採用するなら、渇水調整は、かなり楽になると思われるがいかがであろうか。電力が余っているといわれている今日、かなり実現性が高いのではないかと思われる。ただ問題なのは、減電補償の支払いである。同じ水系から取水している他の利水者が渇水で苦労しているのに、電力会社だけが補償金を受け取るのは不合理ではないか。もし、電力会社が特別の被害を被るというのであれば、特別の節水をする農業用水、工業用水に対

してもなんらかの支払いをしても良いのではないだろうか^{*4}。今後はこれらの問題を解決するために、渇水による被害の算定方式とその補償制度が確立される必要がある（今回の渇水では、前述したように補償金の支払いが行なわれなかったと聞く）。

第三の、河川維持用水の削減自体は、前述のように、大いに評価されるべきであると考えているが、早くから新沢嘉芽統元東大教授が提起している疑問³⁾すなわち、河川維持用水の必要性、根拠がなんであるかについては、相変わらず曖昧なままである。テレビ新聞などで報道された限りでは、今回、河川維持用水を20%（10 m³/S）削減しても漁業等への具体的な被害はなかったようである。もし仮に、漁業のような特定の目的のために河川維持用水が必要であることが立証され、その削減のために被害がでるというのであったとしても、せいぜい他の利水部門と同様な扱い（同率の節水）をすれば良いのではなかろうか。今回の渇水におけるように、農業用水、都市用水の水源ダムが空になるまで河川維持用水に手をつけないという優先性はどのように説明されるであろうか。また、時々、河川維持用水は、異常渇水時の用水確保のための保険であるという説明があると聞くが、今回の場合、明らかに、50 m³/Sという大量の河川維持用水を確保するためにダムの貯水を早く使い果たしたという面が強い。

以上のように、今回の木曽川の渇水は、我々に流水管理のあり方を根本的に洗い直してみる必要性を改めて提起したのである。

最後に、本報文をまとめるにあたり、佐藤政良筑波大学助教授から貴重な御助言を得た。ここに記して、感謝の意を表する次第です。

参考文献

- 1) 新沢嘉芽統、岡本雅美：「利根川の水利」，岩波書店，1985年
- 2) 岡本雅美：水利権問題の周辺、ジエリスト総合特集No.23.1981年
- 3) 新沢嘉芽統：「河川水利調整論」，岩波書店，1962年

*1 今回（昭和61年）の渇水では、「災害」ということで、結果的には減電補償は行なわれなかった。昭和60年初めの冬期渇水では、三浦ダムから補給を受けた代償として、減電補償金1,800万円が利水者から関西電力に支払われた。なお、補償金の支払いは昭和48年から始まっている。

*2 利根川水系での利水部門別節水率は一律である。

*3 今回の渇水で、上水道の取水を20%節水したが市民生活に特別の影響はでなかったようである。

*4 上水道の事業者は、節水率が緩和された分、水道料金の徴収という形で増収になっている。